

公益法人立入検査・事業報告等の審査でよくある指摘・指導事項

※（ ）：関係法令等条項

立入検査や事業報告書において下記の不備事項が散見されます。貴法人においても適正に事務が執行されているか今一度チェックをしてください。

I 運 営 面

<社員総会・評議員会の開催にかかる理事会決議>

- 社員総会（評議員会）の開催を理事会で決議せず、招集通知を発出していた。（法人法38条（181条）、39条（182条）／定款〇条）※181条、182条は財団法人の場合

<代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告>

- 代表理事、業務執行理事による理事会での職務執行状況報告が定款に記載どおりに実施できていなかった。（法人法91条2項（197条）／定款〇条）

※ 理事会で職務執行状況報告を実施した場合は、その旨を議事録に記録してください。

<決議の省略（理事会）>

- 決議の省略について、全ての理事の同意書が到達した日をみなし決議の日としていなかった。（法人法96条／定款〇条）

<決議の省略（評議員会）>

- 決議の省略に際して、全評議員による同意の意思表示を得ていなかった。（法人法194条）／定款〇条
- 決議の省略を行う評議員会に係る理事の提案について、理事会の決議を得ていなかった。（法人法90条、197条）

※ 決議の省略による評議員会の開催であっても、理事会で評議員会開催決定の決議は必要です。

<理事会の決議事項>

- 理事会で決議すべき業務執行の決定を他の合議制機関のみで行っていた。（法人法90条4項）
- ★ 資金調達及び設備投資の見込みが理事会で決議されていなかった。（認定法施行規則37条）

※ 予算理事会において、①事業計画、②収支予算書、③資金調達及び設備投資の見込みの3つについて、決議が必要なため、セットで決議をとることを忘れないでください。

<変更届出>

- 役員が変更となった場合や報酬等の支給基準を改正していた場合など、届出が必要な事項について、変更届が提出されていなかった。(認定法13条)

<書面による議決権の行使>

- 社員総会に出席していない社員が書面による議決権の行使を行っていたが、社員総会の開催決議を行った理事会で、書面により議決権を行使することができる旨を決議していなかった。
(法人法38条)

<定時社員総会・定時評議員会開催前の計算書類の備置き>

- 決算理事会と定時社員総会（定時評議員会）の間隔が2週間(中14日)以上空いておらず、計算書類等の備置き（2週間以上）ができていなかった。(法人法129条1項、(199条))

<招集手続>

- 評議員会（社員総会）の開催（招集）にあたって、理事会で①日時 ②場所 ③会議の目的事項（議案）を理事会で決議していなかった。(法人法38条、181条)
- 理事会の招集手続の省略について、理事および監事全員の同意を得ておらず、また議事録への記載もなかった。(法人法94条2項/定款0条)
- 総会、評議員会の招集通知を文書ではなく、メールで発出する場合はあらかじめ承諾が必要であるが、承諾を得ずにメールで発出していた。(法人法39条2項・3項、182条)
- 理事会（評議員会）の招集通知が会議開催の1週間（定款で定める日数）前までに発出されていなかった。(法人法94条1項)

<監事の選任手続き>

- ★ 理事が監事の選任に関する議案を社員総会（評議員会）へ提出する場合、監事の過半数の同意を得ていなかった。(法人法72条1項)
 - ※ 現監事の同意書または役員候補者（理事・監事）を選出する理事会において、現監事が監事候補者について特に異議を述べることなく議事録に署名した場合の議事録で同意は確認できます。
 - ※ 過半数の同意が必要なため、監事が2名の場合は2名とも同意が必要となります。

<欠格事由等にかかる確認>

- 役員の欠格事由にかかる確認を書面で行っていなかった。(認定法6条1号)
- 確認書の内容（様式）について、必要な確認項目を網羅していない。(認定法6条1号)
- 確認書について、重任の役員の分を取得していなかった。(認定法6条1号)
- ★ 役員について、他の同一の団体の役員等であることを確認した書類が整備されていなかった。
(認定法5条11号)

<議事録>

- ★ 評議員会（総会）の議事録について、出席した理事・監事の氏名および議事録の作成に係る職務を行った者の氏名の記載がなかった。（法人法193条／法人法施行規則60条3項7号）
- 評議員会および理事会の議事録において、議決数が明確に記載されていなかった。（法人法95条（197条）、189条）

<委任状>（公益社団法人）

- 社員総会において議長への委任は望ましくないが、議決権の委任先を議長としていた。（法人法50条／定款〇条）

<備置き書類>

- 運営組織及び事業活動の状況の概要について記載した書類（事業報告「別紙1」）および資金調達および設備投資の見込みを記載した書類が備置きされていなかった。（認定法21条2項）

II 会計処理等

<財産目録>

- 財産目録に記載の内容と、貸借対照表に記載の内容が一致していなかった。（会計基準第7）
- 財産目録において、使用目的欄に公益目的保有財産の保有割合の記載がなく、資産取得資金、特定費用準備資金等について、その旨が明記されていなかった。（認定法施行規則31条3項／会計基準運用指針13(6)）

<貸借対照表>

- 財産目録、貸借対照表において、使途が明確に定められていない資産を特定資産として計上していた。（会計基準注解4）
- 特定資産が、特定の目的のための積立金となっているか合理的で明確な説明がなかった。（会計基準注解4）
- 特定費用準備資金や資産取得資金として取り扱われていた資金が法令上の必要な要件を満たしていなかった。（認定法施行規則18条3項）（認定法施行規則22条4項）

<正味財産増減計算書内訳表>

- 公益目的事業会計に計上すべきでない費用（周年事業の公益目的以外の経費等）が公益目的事業会計に計上されていた。（認定法施行規則13条）
- 雑費に多額の費用が計上されており、その内訳が明瞭ではなかった。（会計基準第3）
- 一部の科目について、事業費と管理費に適正に配賦されているか明確な説明がなかった。（認定法施行規則第19条）

- 正味財産増減計算書内訳表において、基本財産の運用益について、法人管理運営事業（法人会計）との共用割合に応じた収益計上がされていなかった。（認定法施行規則26条3号）

<財務諸表の注記>

- 財務諸表に対する注記が公益法人会計基準に基づいて作成されていなかった。（会計基準第5）
- 財産目録及び財務諸表に対する注記に記載不備があった。（認定法施行規則第31条第3項/会計基準第5）
- 財務諸表に対する注記において、引当金の計上に関する注記が実態と対応しておらず不適切であった。（会計基準第5）
- ★ 附属明細書が添付されていなかった。（会計基準第6）

<経理的基礎・技術的能力>

- 総勘定元帳および会計伝票等は10年保存であるが一部が保存されていなかった。（法人法第120条2項）
- 会計処理において、法人の役員が適切に関与していなかった。（ガイドライン）
 - ※ 役員は法人の財産の管理、運用について適切に関与することが必要です。定期的に現金および通帳残高の確認、その他の財産の確認を必ず行ってください。

<その他>

- 法人会計の収益としていた寄附金について、法人会計に充てる使途指定に関する寄付者の意思を明示する寄附申込書等が確認できなかった。（認定法18条1号）

注 記：★については、令和2年度立入検査において、指摘事項が多かったものです。